

田原市金入り設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市情報公開条例（平成17年田原市条例第50号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、入札に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市民サービスの利便性向上に寄与することを目的とする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象となる金入り設計書は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 入札に付された工事の金入り設計書であること。
- (2) 条例第7条各号に掲げる情報が記録されていない設計書であること。
- (3) 第4条第1項の申込書を提出する日の属する年度又はその前年度に締結した契約の設計書であること。

(提供する情報の範囲)

第3条 この要綱により提供する情報は、次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）とする。

- (1) 表紙
- (2) 総括表
- (3) 内訳書
- (4) 明細書
- (5) 代価表
- (6) 経費一覧表

(情報提供の申込手続)

第4条 金入り設計書の情報提供を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、当該金入り設計書に係る事業を担当する課、室、センター、館、学校又は事務所（以下「担当課等」という。）に、金入り設計書情報提供申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

2 申込者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の複製交付のため、申込書1枚につき光ディスク（新品未使用のCD-Rに限る。）1枚を添付しなければならない。

3 申込者は、郵送により金入り設計書の情報提供を受けようとする場合は、郵送に必要な切手を貼付した返信用封筒を用意しなければならない。

（情報提供の方法）

第5条 金入り設計書の情報提供は、電磁的記録の複製交付の方法により行うものとする。

2 担当課等は、申込書を受け付けたときは、当該申込書を受け付けた日から起算して、原則として15日以内に金入り設計書の情報提供を行うものとする。

（手数料）

第6条 金入り設計書の情報提供に係る手数料は、無料とする。

（受付等の管理）

第7条 申込書を受け付けた担当課等は、情報提供受付等管理簿（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、金入り設計書の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

金入り設計書情報提供申込書

年 月 日

殿

申込者 住所又は所在地

氏名（会社名、担当者名）

電話番号

次の工事に係る金入り設計書の情報提供を申し込みます。

事業年度	年度
工事の名称	（設計書が特定できる程度に記入してください。）
受取方法	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 郵送（返信用封筒に切手貼付並びに返信先住所及び宛名の記載がある場合のみ）

※担当課等記入欄

担当 課等		担当 者名		受付日	
				提供日	

